

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
21	川口市 重度心身障害者医療費の助成に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

川口市は、重度心身障害者医療費の助成に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

重度心身障害者医療費の助成に関する事務では、事務の一部を外部業者に委託しているが、委託先による不正入手、不正な使用等への対策として、特に業者選定の際に業者の情報保護管理体制を確認するとともに、秘密保持契約を締結している。

評価実施機関名

埼玉県川口市長

公表日

令和7年12月26日

[令和6年10月 様式2]

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	重度心身障害者医療費の助成に関する事務
②事務の概要	<p>重度心身障害者に対し、医療費の一部を助成することにより、重度心身障害者の保健の向上と福祉の増進を図ることを目的とする。</p> <ul style="list-style-type: none">・受給者の認定の申請に係る事実についての審査に関する事務・受給者の資格の確認に関する事務・医療費の助成の実施に関する事務・受給者証等の更新の申請に係る事実についての審査に関する事務・医療費助成に関する資格内容の変更の届出に係る事実についての審査に関する事務 <p>以上の事務において、川口市重度心身障害者医療費の助成に関する条例及び同施行規則に基づき、特定個人情報ファイルを使用する。</p> <p>【重度心身障害者医療費の助成に関する事務について】</p> <p>なお、本助成事業は、公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第10条の規定に基づく「特定公的給付」の障害福祉関係給付金等一覧「基準該当療養介護医療費」に該当。支給事務において、個人番号を利用した管理や地方税関係情報等を取り扱うことが可能となっている。</p>
③システムの名称	<ul style="list-style-type: none">・障害者福祉システム・個人住民税システム・共通基盤システム(府内連携システム)・団体内統合宛名システム・住登外管理システム・生活保護システム・児童福祉システム・国民健康保険システム・後期高齢者医療広域連合電算処理システム・中間サーバ・既存住民基本台帳システム
2. 特定個人情報ファイル名	
重度心身障害者医療費受給者ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none">・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。) 第9条第2項・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第3条

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

①実施の有無	[実施する]	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠		<p>【情報提供の根拠】 なし(本事務において、情報提供ネットワークシステムによる情報提供は行わない)</p> <p>【情報照会の根拠】 ・番号法第19条第9号 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第3条第4項 ・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第3条第3項</p> <p>【重度心身障害者医療費の助成に関する事務について】 なお、本助成事業は、公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第10条の規定に基づく「特定公的給付」の障害福祉関係給付金等一覧「基準該当療養介護医療費」に該当。</p>

5. 評価実施機関における担当部署

①部署	川口市 福祉部 障害福祉課
②所属長の役職名	障害福祉課長

6. 他の評価実施機関

①部署	川口市 福祉部 障害福祉課
②所属長の役職名	障害福祉課長

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

請求先	川口市(総務部行政管理課情報公開文書係) 〒332-8601 川口市青木2-1-1 電話048-258-1641
連絡先	川口市(総務部行政管理課情報公開文書係) 〒332-8601 川口市青木2-1-1 電話048-258-1641

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

連絡先	川口市(総務部行政管理課情報公開文書係) 〒332-8601 川口市青木2-1-1 電話048-258-1641
適用した理由	

9. 規則第9条第2項の適用 []適用した

適用した理由	
いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点

II しきい値判断項目

1. 対象人数

評価対象の事務の対象人数は何人か	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点

2. 取扱者数			
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満		
いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点		
3. 重大事故			
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし		

III しきい値判断結果

しきい値判断結果			
基礎項目評価の実施が義務付けられる			

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類			
[基礎項目評価書]	<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書		
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。			
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
3. 特定個人情報の使用			
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		<input type="checkbox"/> 委託しない	
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[<input type="checkbox"/> 十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		<input type="checkbox"/> 提供・移転しない	
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[<input type="checkbox"/> 十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[<input type="checkbox"/> 接続しない(入手)] [<input checked="" type="radio"/> 接続しない(提供)]	
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[<input type="checkbox"/> 十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[<input type="checkbox"/>]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
7. 特定個人情報の保管・消去			
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[<input type="checkbox"/> 十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
8. 人手を介在させる作業		<input type="checkbox"/> 人手を介在させる作業はない	
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[<input type="checkbox"/> 十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
判断の根拠	人手を介在させる作業については、複数人の職員で確認作業を行っている。		
9. 監査			
実施の有無	[<input checked="" type="radio"/>] 自己点検	[<input type="checkbox"/>] 内部監査	[<input type="checkbox"/>] 外部監査

10. 従業者に対する教育・啓発

従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
--------------	--------------	---

11. 最も優先度が高いと考えられる対策

[]全項目評価又は重点項目評価を実施する

最も優先度が高いと考えられる対策	[8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	[十分である]<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	複数人の職員で確認作業を行っているほか、パスワードの定期的な変更等を行うことにより、情報の漏洩が無いように努めている。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年10月18日	I 関連情報－3個人番号の利用－法令上の根拠	番号法に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第3条	川口市番号法に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第3条	事後	文言整理であり、重要な変更には該当しない
平成28年10月18日	I 関連情報－4情報提供ネットワークシステムによる情報連携－②法令上の根拠	<p>【情報照会の根拠】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・番号法第19条第14号 ・番号法第19条第14項に基づき同条第7号に準ずるものとして定める特定個人情報の提供に関する規則(平成27年特定個人情報保護委員会規則第3号)第2条 	<p>【情報照会の根拠】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・番号法第19条第8号 ・川口市番号法に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第3条第4項 	事後	番号法の改正に基づく号番号の変更、及び根拠となる条例の追加であり、重要な変更には該当しない
平成29年10月25日	I 関連情報－5.評価実施機関における担当部署－②所属長	障害福祉課長 伊藤 雅章	障害福祉課長 日露 輝夫	事後	人事異動による変更であり、重要な変更には該当しない
平成30年11月15日	I 関連情報－5.評価実施機関における担当部署－②所属長の役職名	障害福祉課長 日露 輝夫	障害福祉課長	事後	評価書の様式変更であり、重要な変更には該当しない
平成30年11月15日	IIしきい値判断項目－1.対象人数	1万人以上10万人未満	1,000人以上1万人未満	事後	受給者数の変動による変更であり、重要な変更には該当しない
令和1年6月28日	IVリスク対策	-	項目追加	事後	評価書の様式変更であり、重要な変更には該当しない

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年10月22日	II しきい値判断項目－1対象人数－いつ時点の計数か	平成30年4月1日 時点	令和2年4月1日 時点	事後	しきい値判断の再実施による変更であり、重要な変更には該当しない
令和2年10月22日	II しきい値判断項目－2取扱者数－いつ時点の計数か	平成27年10月1日 時点	令和2年4月1日 時点	事後	しきい値判断の再実施による変更であり、重要な変更には該当しない
令和4年3月2日	I 関連情報－4情報提供ネットワークシステムによる情報連携－②法令上の根拠	【情報照会の根拠】 ・番号法第19条第8号 ・川口市番号法に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第3条第4項	【情報照会の根拠】 ・番号法第19条第9号 ・川口市番号法に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第3条第4項	事後	令和3年9月1日施行の番号法改正に伴う号ずれにかかる変更
令和6年3月11日	I 関連情報－4情報提供ネットワークシステムによる情報連携－②法令上の根拠	【情報照会の根拠】 ・番号法第19条第9号 ・川口市番号法に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第3条第4項	【情報照会の根拠】 ・番号法第19条第9号 ・川口市番号法に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第3条第4項 ・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第3条第3項	事後	令和5年10月以降に情報連携開始に伴う変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年3月11日	I 関連情報－1 特定個人情報ファイルを取り扱う事務－②事務の概要	<p>重度心身障害者に対し、医療費の一部を助成することにより、重度心身障害者の保健の向上と福祉の増進を図ることを目的とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・受給者の認定の申請に係る事実についての審査に関する事務 ・受給者の資格の確認に関する事務 ・医療費の助成の実施に関する事務 ・受給者証等の更新の申請に係る事実についての審査に関する事務 ・医療費助成に関する資格内容の変更の届出に係る事実についての審査に関する事務 <p>以上の事務において、川口市重度心身障害者医療費の助成に関する条例及び同施行規則に基づき、特定個人情報ファイルを使用する。</p>	<p>重度心身障害者に対し、医療費の一部を助成することにより、重度心身障害者の保健の向上と福祉の増進を図ることを目的とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・受給者の認定の申請に係る事実についての審査に関する事務 ・受給者の資格の確認に関する事務 ・医療費の助成の実施に関する事務 ・受給者証等の更新の申請に係る事実についての審査に関する事務 ・医療費助成に関する資格内容の変更の届出に係る事実についての審査に関する事務 <p>以上の事務において、川口市重度心身障害者医療費の助成に関する条例及び同施行規則に基づき、特定個人情報ファイルを使用する。</p> <p>【重度心身障害者医療費の助成に関する事務について】 なお、本助成事業は、公的給付の支援等の迅速かつ確実なための預貯金口座の登録等に関する法律第10条の規定に基づく「特定公的給付」の障害福祉関係給付金等一覧「基準該当療養介護医療費」に該当。支給事務において、個人番号を利用した管理や地方税関係情報等を取り扱うことが可能となっている。</p>	事後	特定公的給付の支給を実施するための基礎とする情報の管理に関する事務に係る特定個人情報保護評価の手続きについては、給付主体が特定個人情報保護評価を事前に実施することが困難である場合には、特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定(緊急時の事後評価)の適用対象となり得るものとされている。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年3月11日	I 関連情報－4情報提供ネットワークシステムによる情報連携－②事務の概要	<p>【情報提供の根拠】 なし(本事務において、情報提供ネットワークシステムによる情報提供は行わない)</p> <p>【情報照会の根拠】 ・番号法第19条第9号 ・川口市番号法に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第3条第4項 ・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第3条第3項</p>	<p>【情報提供の根拠】 なし(本事務において、情報提供ネットワークシステムによる情報提供は行わない)</p> <p>【情報照会の根拠】 ・番号法第19条第9号 ・川口市番号法に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第3条第4項 ・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第3条第3項</p> <p>【重度心身障害者医療費の助成に関する事務について】 なお、本助成事業は、公的給付の支援等の迅速かつ確実なための預貯金口座の登録等に関する法律第10条の規定に基づく「特定公的給付」の障害福祉関係給付金等一覧「基準該当療養介護医療費」に該当。</p>	事後	特定公的給付の支給を実施するための基礎とする情報の管理に関する事務に係る特定個人情報保護評価の手続きについては、給付主体が特定個人情報保護評価を事前に実施することが困難である場合には、特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定(緊急時の事後評価)の適用対象となり得るものとされている。
令和7年12月26日	I 関連情報－1特定個人情報ファイルを取り扱う事務－③システムの名称	共通基盤システム(府内用連携システム)	共通基盤システム(府内連携システム)	事後	システム表記の統一によるもの
令和7年12月26日	I 関連情報－1特定個人情報ファイルを取り扱う事務－③システムの名称	団体内統合宛名システム(宛名システム等)	団体内統合宛名システム	事後	システム表記の統一によるもの

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年12月26日	I 関連情報－1特定個人情報ファイルを取り扱う事務－③システムの名称	税宛名管理システム	住登外管理システム	事後	システム表記の統一によるもの
令和7年12月26日	I 関連情報－3個人番号の利用－法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)第9条第2項 ・川口市番号法に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第3条 	<ul style="list-style-type: none"> ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)第9条第2項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第3条 	事後	正式名称で表記するため
令和7年12月26日	I 関連情報－4情報提供ネットワークシステムによる情報連携－②法令上の根拠	<p>【情報提供の根拠】 なし(本事務において、情報提供ネットワークシステムによる情報提供は行わない)</p> <p>【情報照会の根拠】 ・番号法第19条第9号 ・川口市番号法に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第3条第4項 ・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第3条第3項 </p> <p>【重度心身障害者医療費の助成に関する事務について】 なお、本助成事業は、公的給付の支援等の迅速かつ確実なための預貯金口座の登録等に関する法律第10条の規定に基づく「特定公的給付」の障害福祉関係給付金等一覧「基準該当療養介護医療費」に該当。</p>	<p>【情報提供の根拠】 なし(本事務において、情報提供ネットワークシステムによる情報提供は行わない)</p> <p>【情報照会の根拠】 ・番号法第19条第9号 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第3条第4項 ・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第3条第3項 </p> <p>【重度心身障害者医療費の助成に関する事務について】 なお、本助成事業は、公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第10条の規定に基づく「特定公的給付」の障害福祉関係給付金等一覧「基準該当療養介護医療費」に該当。</p>	事後	正式名称で表記するため

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年12月26日	II しきい値判断項目-1. 対象人数-いつ時点の計数か	令和2年4月1日 時点	令和7年4月1日 時点	事後	しきい値判断の変更による修正
令和7年12月26日	II しきい値判断項目-2. 取扱者数-いつ時点の計数か	令和2年4月1日 時点	令和7年4月1日 時点	事後	しきい値判断の変更による修正
令和7年12月26日	IVリスク対策-8人手を介在させる作業	-	項目追加	事後	評価書の様式変更
令和7年12月26日	IVリスク対策-11最も優先度が高い考えられる対策	-	項目追加	事後	評価書の様式変更